

不用品回収で高額な請求！

事例

『不用品回収、トラック積み放題で4万円、追加料金なし』というネット広告を見て、電話で金額と積み放題であることを確認した。

話が違う！



当日、荷物を積み込むたびに金額が高くなり、最終的に40万円を請求された。高額すぎる。(50才代、男性)

アドバイス

① 家庭のごみ（一般廃棄物）の収集運搬は**市町の許可等(※)**を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルとなる場合もあるので避けましょう。

※：許可等があるかどうかは市町にお問い合わせください。

② 片付け、遺品整理等は事前に**複数社から見積り**を取るなど、事業者の選定は慎重に行いましょう。また、契約時や作業開始前に追加料金やキャンセル料がないか、具体的な作業内容を確認しましょう。なお、片付け、遺品整理後の不用品の収集運搬・処分は①同様、市町の許可事業者しかできません。

③ 粗大ゴミや不用品の処分は、お住まいの**市町のルール**に従って行いましょう。



不審な時は、最寄りの消費生活センターにすぐ相談!!

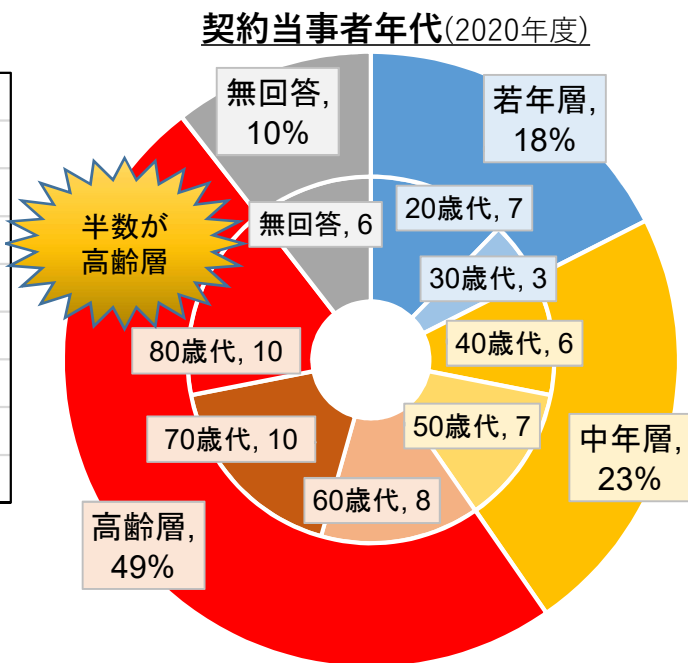
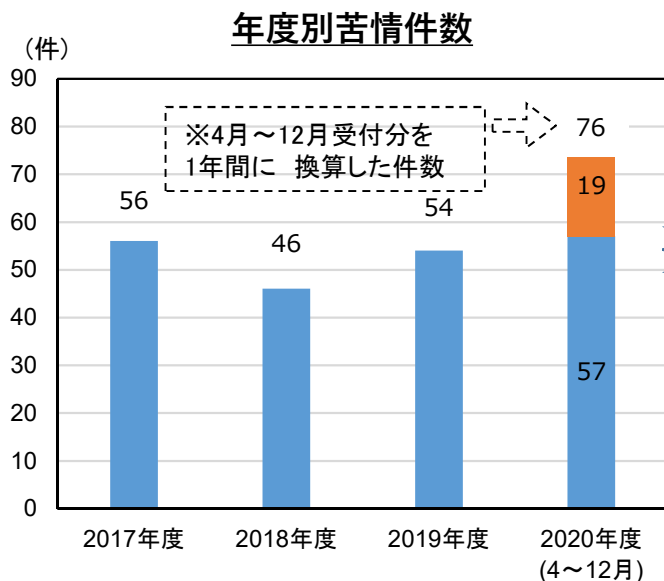


兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL: 078-303-0999 【消費生活相談】

【不用品回収の相談データ（兵庫県内）】



【不用品回収の同種事例】

| 事例 | 内容 |
|--------------------|--|
| 見積額より高額請求された「遺品整理」 | 不用品回収のチラシを見て遺品整理の見積りを電話依頼。来宅した事業者はトラック1台分で5万円の見積額を提示したので、その日に作業してもらったが作業途中でトラックの追加が必要で25万円になると言われた。高額すぎる。 (70代 女性) |
| 見積り無料できなかった不用品回収 | ネットで「見積り無料」とあった不用品回収業者に電話依頼。男性3人が来宅し、15万円の見積額を提示された。高額だったので断ったところ、「わざわざトラックで来てる。ガソリン代もかかっている。」とすごまれたので1万5千円を支払って家電製品4点を回収してもらった。 (70代 女性) |

気をつけて！

ご家庭の廃棄物を収集運搬・処分できるのは、「**一般廃棄物処理業の許可**」を持つ事業者です。

- ご家庭の廃棄物を収集運搬・処分するには、市町の「**一般廃棄物処理業許可**」や委託が必要です。「**産業廃棄物処理業の許可**」や「古物商の許可」では回収できません。
- **産業廃棄物処理業の許可**は、工場や企業の廃棄物を処理するための許可です。古物商の許可は、中古品等の売買を行うための許可です。

※ 環境省ホームページより抜粋

<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html>